# 公認会計士・監査審査会令 （平成十二年政令第二百六十五号）

#### 第一条（公認会計士・監査審査会の事務局長等）

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

##### ２

前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

#### 第二条（雑則）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

# 附　則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一六年二月二七日政令第二八号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。